

宮内省

昭和二十二年八月十一日

勅諭才臣曾田甲子子強

宗祇寮藤枝分署 外平 兼 昌

昭和二十二年八月十三日

また並に張へて致しませ

古の香の六月十一日樹丁給並にありませしはなと眠眠

一、勅諭才臣曾田甲子子強

丙午年八月十三日

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長



宗祇寮藤枝分署



故從四位木下謙次郎位階追陞の件

昭和二十二年三月三日
勅諭才臣曾田甲子子強

昭和二十二年三月三日

宮内省

一四

傳

昭和二十二年八月二十一日

姑從四位木下謙次郎位階追陞の件

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

宗務院事務課長 田中 龍昌

昭和二十二年八月二十一日

昭和二十二年八月二十一日

傳

故從四位木下謙次郎位階追陞の件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年三月三十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

傳

人位

第四二一號

起案

昭和二十二年三月三十日

裁可昭和二十二年三月三十日

決定昭和二十二年三月三十日

施行昭和二十二年三月三十日

昭和二十二年三月三十日

昭和二十二年三月三十日

昭和二十二年三月三十日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

故從四位木下謙次郎は別紙功績調書のとおり功績顯著な者であつたが本月二十八日死去したので特旨を以て左のとおり位階追陞の件を上奏することと致したい

故從四位木下謙次郎
特旨シテ位一級追陞セラル
從四位木下謙次郎
叙正四位

三月二十八日付

功績調書

故貴族院議員從四位木下謙次郎
勲三等

右の者は、明治三十五年以來衆議院議員に當選すること
九回、其の在職二十四年の長きに亘つて立法の府に列し
その間幾多の重要な法律案、予算案等の審議、協賛
の任に膺つて、その任を盡したのは固より各種の委員会
の委員長、理事又は委員として、その職務に執着し

大日本帝國政府

憲政の進展に貢獻した功績は尠くなく、尙大正四年八月には逋信省參政官、同十年十一月には鈐道省參事官に勅任せられ、克く大任を輔佐して帝國議會とウ交涉事項を掌理した。又昭和二年十二月關東長官に親任せられ同四年八月退官に至るまで、關東州及び南滿洲鈐道附屬地の行政を掌り功績顯著であつた。

昭和二十一年七月貴族院議員に勅任せられ、その在任中典範法案、内閣法案、國會法案等重要な法案の審議に關與し、協賛の任を盡した功績は又極めて大なるものがある。

大日本帝國政府

內閣總理大臣 吉田 茂 殿

上 申

貴族院議員從四位勳二等 木 下 謙次郎

右本月二十八日卒去致候ニ付テハ此際位階勳等陞叙ノ恩典ニ浴セシメラ
ル様御詮議相成度別紙履歷書並功績書相添此段及上申候

昭和二十二年三月二十九日

貴族院書記官長 小林 次郎



内閣文庫
昭和二十二年三月二十九日
内閣文庫
昭和二十二年三月二十九日

大日本帝國政府

買剋剋籍員於四立曠一等 木 不 籍 夾 頂

土
申

內閣縣史大田吉田苑

買謝詞舊詩官舫 小林 犬 腹

出麻二十二年三月二十七日

功績書

貴族院議員從四位勳二等 木下謙次郎

右本月二十八日卒去致候處同議員ハ別紙履歷書記載ノ通明治三十五年八月大分縣選出衆議院議員ニ當選以來大正十五年迄二十四年間引續キ同議員ニ在職シ其ノ間遞信省參政官、鐵道省參事官ニ任ゼラレ後關東長官ニ親任セラル

昭和二十一年七月八日第九十回議會開會中貴族院議員ニ勅任セラレ其ノ在任中帝國憲法改正案及參議院議員選舉法案、皇室典範案、內閣法案、國會法案等憲法附屬法案ノ審議ニ關與シ又其ノ間豫算委員、郵便法ノ一部ヲ改正スル法律案特別委員、改定豫算ニ關ス

ル法律案特別委員、國會法案特別委員、船員法ヲ改正スル法律案特別委員ニ舉ゲラレ慎重審議協賛ノ任ヲ盡セリ其ノ在職期間短期ナリト雖モ極メテ重要ナル各種法案ノ審議ニ際會シ精勵克ク議員タルノ本分ヲ全ウシタル功績大ナルヲ確認ス

追テ衆議院ヨリ提出ノ同院議員トシテノ功績書添付致候

貴族院

本籍地府縣	大分縣	氏名	木下 謙次郎
生年月日	明治二年二月二十八日	本籍	大分縣宇佐郡安心院町
現住所	東京都麻布區本村町百四十五	年號	明治 二五 年 七 月 二〇 日
年號	明治 二五 年 七 月 二〇 日	任 免	中央大學卒業
賞 罰	大分縣選舉區ニ於テ衆議院議員ニ當選引キ續キ九回ノ選舉ヲ經テ大正十五年マデ二十四年間衆議院議員ニ在職	其 他	遞信省參政官ニ任ゼラレ大正五年十月九日退官 鐵道省參事官ニ任ゼラレ大正十年六月十四日退官 關東長官ニ親任セラレ昭和四年八月七日退官 勳四等ニ敘シ旭日小綬章ヲ授與セラル 財團法人東京齒科醫學專門學校理事ニ就任シ現ニ在任中ナリ
應 名	大分縣選舉區ニ於テ衆議院議員ニ當選引キ續キ九回ノ選舉ヲ經テ大正十五年マデ二十四年間衆議院議員ニ在職		

貴族院 完

大正	四	九	一〇	正五位ニ敍セラル	
	五	四	一	勳三等旭日中綬章ヲ授與セラル	
	八	五		財団法人松平育英會々長ニ就任シ現ニ在任中ナリ	
昭和	二	一	二	從四位ニ敍セラル	
	三	一	二〇	勳二等ニ敍セラル	
	二	一	一七	日本赤十字社滿洲委員總長ヲ囑託セラル	
				昭和四年八月解任	
	四	七	二五	日本赤十字社總裁ヨリ上奏裁可ヲ經テ有功章ヲ贈與セラル	
	二	七	八	貴族院令第一條第四號ニ依リ貴族院議員ニ任ス	内閣
	二	三	二八	卒去	

衆庶第五〇號

昭和二十二年三月二十九日

衆議院書記官長 大池 眞



貴族院書記官長 小林 次郎 殿

元議員特旨敍位に關する件

元衆議院議員從四位勳二等木下謙次郎儀は去る二十七日卒去致しました。

同人は明治三十五年八月施行された第七回總選舉に際し大分縣から推され元衆議院議員に當選したのを初め、爾來引續き第十五回までの各總選舉に當選し、在職實に二十二年八ヶ月の水きに亘り、議會を關したこそ、亦三十五回の多きに及びました。

衆議院

この間克く審議協賛の重責を竭したのは固より、各種常任委員会及び幾多重要法案委員会において屢々委員、理事及び委員長等の職務に鞅掌して、憲政の進展、民意の暢達に貢献した功績は誠に顯著なものとあります。

なお右の外逓信省参政官、鐵道省参事官、關東廳長官として國政の樞機に参畫した功績も亦多大なものがあります。

ついでには、今般同人の卒去に際して特旨敘位の儀具申相成るに當つては本院における功績も加へられたく別紙履歷書及び参考書を添へて御依頼致します。

木下謙次郎

功績	學位	本籍地	生年月日	現住所	年次	明治
從四位勳二等	大分縣	明治二年二月二十八日生	大分縣宇佐郡安心院町	東京都港区麻布本町一四五番地	明治二五	七二〇中央大學卒業
					三五	八一〇衆議院議員當選（第七回總選舉）
						一二二八解散
					三六	三衆議院議員當選（第八回總選舉）
						一二一一解散
					三七	三衆議院議員當選（第九回總選舉）
					三九	四一勳四等旭日小綬章（明治三十七・八年戰役ノ功）
					四一	三二六任期満了

明治四一 五一五衆議院議員當選（第十回總選舉）

四五 五一四任期滿了

五一五衆議院議員當選（第十一回總選舉）

大正 三一 一二二五解 散

四 三二五衆議院議員當選（第十二回總選舉）

八二一任遞信省參政官

九 一敘正四位

五 四 一敘勳三等旭日中綬章（大正三・四年爭愛ノ功）

一〇 九免遞信省參政官

六 一二五解 散

四二〇衆議院議員當選（第十三回總選舉）

九 二二〇解 散

五一〇衆議院議員當選（第十四回總選舉）

一〇 一一二八任鐵道省參事官

六一四依願免本官

大正 一三 一三一解 散

五一〇衆議院議員當選（第十五回總選舉）

一五 三 六當選無効

昭和 二 一二一七任關東廳長官

日本赤十字社滿洲委員總長ヲ囑託

二八敘從四位

三 一二〇敘勳二等授瑞寶章

四 八 七依願免本官

日本赤十字社滿洲委員總長解囑

二 一 七 八貴族院令第一條第四號ニ依リ貴族院議員ニ任

ス

二 二 三二七卒 去

當選同數 九 回

議會同數 三十五回

明治三五一一〇請願委員

三七 三二〇決算委員

二三煙草專賣法案委員

一二 一請願委員

二請願委員理事

三明治三十七年勅令第二百十二號（承諾ヲ求ムル件）委員

二〇バルカン半島諸國ト締約シ外交官派遣ニ關スル建議案委員

二七裁判所構成法中改正法律案外一件委員

三八 一八居留民團法案委員

二〇右 理事

三九 一二五鐵道敷設法中改正法律案委員

二六右 理事

明治三九

三

一 醫師法案委員

八 四幹線鐵道敷設ニ關スル建議案外一件委員

一 六貨幣法中改正法律案委員

四〇

一

二 一決算委員

四一

二

二 二四衆議院議員選舉改正法律案委員

四一

二

五 鐵道敷設交通改正法律案委員

三

一 四補闕選舉ニ關スル調査ノ件委員

一 八右 委員長

大正

元

八

二 四豫算委員

五一

二

二 八豫算委員

七

三

一 四勞働保險法制定ニ關スル建議案委員

一 五右 委員長

八

二

一 帝國大學特別會計法中改正法律案外二件委員

三 右 委員長

一〇 憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草ノ件委員

大正

八

二

一 三時局ノ影響ニ因ル地方税制限擴張ニ關スル法律案委員

案委員

一 四右 理事

三 一三會計法中改正法律案委員

一 四右 委員長

九

二

九 朝鮮ニ於ケル國勢調査ニ關スル法律案委員

一〇右 委員長

一 九院內警察事項ニ關スル特別調査ノ件委員

七 一四現受恩給者ノ増額ニ關スル法律案外一件委員

一 五右 委員長

一 二二八決算委員

右 委員長

一〇

三

一 八溫泉政策ニ關スル建議案外三件委員

二 二右 辭任

一一

三

八 食料品配給設備ニ關スル建議案委員

大正一二

三

九決算委員

一二一五 大正十二年勅令第四百二十四號委員

二八豫算委員

右理事

一四 二一四齒科醫師法中改正法律案委員

丙 發第一二號

故從四位 木下謙次郎

特旨ヲ以テ位一級追陞セララル

昭和三十三年三月三十一日

從四位 木下謙次郎

敘正四位

昭和三十三年三月二十八日

右之通 宣下相成候條此旨及傳達候位記竝辭
令ハ追テ可及回送候也

昭和三十三年五月二日

宗秩寮總裁 侯爵 松平 康昌

貴族院書記官長 小林 次郎 殿

宮内省

宮内省

貴族院書記官原田大六叙位の件

二八

宗邦寮懸掛千種 佐各小淵公共

昭和三年三月五日 日 昭和三年三月五日

令ハ 殿 下 同 又 同 叙 列 出

古之 貴族院書記官原田大六叙位の件

昭和三年三月五日

録五四

宮内省書記官 平 寛 男

昭和三年三月五日 叙列 不干 叙列

昭和三年三月五日

中 貴族院書記官原田大六叙位の件

一三四 不干 叙列 不干 叙列

丙 録五八二五

立 昭和 年 月 日

決裁 昭和 年 月 日

叙位 録五



宗邦寮懸掛



朝鮮総督府書記官原田大六叙位の件

昭和三年三月五日 三二九

昭和三年四月十七日

宮内省

一五